

単価契約仕様書

この仕様書は、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）から排出された古紙等の売却にあたり、必要な事項を定めるものである。

1 古紙の種類

- ア 古新聞類・・・・・・古新聞紙
- イ ダンボール・・・・古ダンボール類
- ウ 再生系古紙・・・・コピー用紙（再生紙）、コンピュータ用紙
- エ ミックス系古紙・・・雑誌、チラシ、書籍、包装紙、封筒、紙袋等

2 予定数量

年間 4,000kg 程度

3 古紙の引渡し場所

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561-10

京都市住宅供給公社 本社ビル 正面玄関入口付近

4 古紙の引渡し方法

- (1) 古紙は、公社で上記1「古紙の種類」ごとに分別され、それぞれ紐で縛ったものを引き渡す。
- (2) 引渡しは原則として月1回、営業日の業務時間内とし、引取日は別途協議とする。
ただし、必要のある場合は協議の上、別に引渡日を定める。

5 古紙の引渡し量の計量及び報告

- (1) 搬出した古紙を計量法に規定している定期検査を受検した特定計量器を使用して計量すること。
- (2) 古紙の種類ごと、計量ごとに上記(1)の計量器による計量票等により公社に報告すること（公社からの求めに応じ、古紙の納入先（回収問屋等）の発行する納入量を証明する書類を添付すること。）。
- (3) 上記(2)の報告は、毎月末までの報告は、翌20日までに京都市住宅供給公社経営企画室総務課へ提出すること。なお、3月分については、可能な限り3月末まで提出すること。

6 古紙の売払い代金の納入方法

5(3)の計量書等の確認後、公社から売払い代金の請求を行う。買主は、公社が発行する請求書に記載の口座へ指定された期限までに振込むこと。

また、契約期間中に消費税額及び地方消費税額に変更があった場合は、古紙の計量を終え、引渡し量が確定した日を基準として、変更後の税率を適用する。

7 履行日の延期

契約履行に際し、天災、その他不可抗力による等その責めに帰することができない事由、又は、正当な事由により履行期日に履行できないときは、遅滞なくその事由を届け出て期日の延期を求めることができる。

8 その他

- (1) 公社職員が古紙の回収及び処理場への搬入について立ち会い検査（現場確認）を求めたときは、応じること。
- (2) 回収及び運送時に古紙を紛失することのないように十分注意すること。また、必要に応じて公社と協議のうえ散逸防止措置をとること。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、双方協議して定めるものとする。

以上